

認定登記基準点整備事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）が「防災及び災害時支援事業」を推進するために、認定登記基準点の整備について必要な事項を定め、正確な地図づくりに資することを目的とする。

(事業方針)

第2条 認定登記基準点整備事業（以下「整備事業」という。）は、本協会が主体となって岐阜県下の基準点未設置地域或いはその成果の未整備地域において行う。

(整備基準)

第3条 本協会は、整備事業の実施にあたり、年度毎に実施地域を定め、原則として1級・2級等登記基準点を10点程度整備する。

2 実施地域の計画・選定については、業務部がこれを行い、理事会に報告するものとする。

3 業務部は、岐阜県下の官公署等からの要望があるときは、これを受容し、実施地域を決定することができるものとする。

(作業基準)

第4条 業務部は、整備事業を行うにあたり、必要があれば委員会を設置することができる。

2 観測作業は、実施地域の地区に属する社員が行うことを原則とする。

3 整備事業の技術基準は、「登記基準点測量作業規程」等に準拠する。

(登記基準点成果の取扱い)

第5条 整備した登記基準点の成果の維持管理は、本協会が行うものとする。

2 社員は、登記基準点について、亡失・破損・その他異常があることを発見したときは、遅滞なく本協会に報告しなければならない。

3 官公署等から要望があるときは、整備した登記基準点を寄附することができる。

4 官公署等が成果等の寄附を採納したときは、以後の維持管理を官公署等に引継ぐものとする。

(登記基準点成果の開示)

第6条 本協会は、登記基準点の成果の維持管理を行うときは、その成果を本協会のホームページに掲載するほか、本協会の事務局において閲覧に供することとする。なお、開示内容は次の各号によるものとする。

(1) 成果表

(2) 登記基準点網図

(3) 点の記

(費用)

第7条 整備事業に関する費用については、年度毎の業務部の事業計画の予算内とする。

(要領の改廃)

第8条 この要領の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年7月1日から施行する。